

道府県東京事務所の成立過程

——戦前・戦中・戦後——

大 谷 基 道

はじめに

地方自治体とは、「国家の領域の一定区域をその構成の基礎とし、その区域内の住民を構成員として、その区域における住民の福祉の増進のために公共的な事務・事業を行うことを存立目的として、その存立目的達成のために区域内の居住者（住民）等に対し、国法の認める範囲内で統治権（自治権）を有する団体（法人）」¹と一般に定義される。つまり、一定の区域内で、その区域の住民に対して住民サービスを行うのが自治体の役割とすることができる。

ところが、全ての道府県がその区域外である東京に事務所を設置している。これはいかなる理由によるものなのか。本稿では、その成立過程を辿ることで、道府県の東京事務所（以下、「東京事務所」という）の設置目的の変遷を明らかにするとともに、その変遷の理由を読み解いていく。

一部の府県は、戦前から東京事務所を設置していた。ただし、そのほとんどは地元産品の販路拡大を目的とするものであった。やがて戦争が始まり、首都空襲が激しくなると内務省の命令により廃止された。戦争が終わると出張幹旋所ないし宿泊施設として東京事務所が改めて設置され、その後次第にその機能を拡張し、東京における国との調整役を担うようになっていった²。これが中央省庁との連絡調整や情報収集を主たる任務とする現在の東京事務所につながっていく。

このように、戦前の東京事務所と戦後の東京事務所ではその性格が大きく異なる。この違いは何に起因するのだろうか。

戦前の府県は、知事が官選であるなど国の地方出先機関の色合いが強かった。その幹部もほとんど内務省の人間であった。そのため、国との間には強固な関係が存在しており、敢えて国との関係強化を図るための事務所を東京に置く必要が無かった。戦後、東京事務所が中央省庁との連絡調整・情報収集業務を担うようになったのは、主に財政的な面で国との関係を強化する必要が生じたためである。つまり、戦前は国の地方出先機関としての性格が強かった府県が、戦後の地方制度改革を通じて完全自治体となり、国と府県との関係が変化したことが、東京事務所の役割の変化に大きな影響を及ぼしているとするのが筆者の見方である。

本稿ではこれを各県の具体的な事例を用いて明らかにしていく。第1節では、東京事務所とは何かを明らかにした上で、その設置時期を整理し、現在の東京事務所のほとんどが戦後に設置されたものであることを示す。第2節では、戦前の東京事務所の実態を詳述し、現在の東京事務所とは異なる目的で設置され、その多くが戦時中に内務省の命令で廃止されたことを示す。

¹ 河内ほか（2002）55頁。

² 久世（1957）120頁。

第3節では、戦時中に閉鎖された東京事務所が、戦後、その性格を変えて新たに設置された経緯を詳述する。最後に、戦前と戦後で東京事務所の設置目的が大きく変わっている理由について若干の考察を加える。

1 東京事務所とは何か

1.1 東京事務所とは何か

道府県が東京に事務所を設置していることはあまり知られていない。しかし、実は、46道府県すべてが東京事務所を設置している（表1）³。

広島県、高知県、大分県を除く43道府県（東京都事務室を加えれば44都道府県）⁴は、東京都千代田区平河町にある「都道府県会館」内に東京事務所を設置している。都道府県会館は、公益財団法人都道府県会館が管理運営する15階建てのビルディングであり、全国知事会などの自治関係団体と各道府県の東京事務所が入居している（図1、図2）。その所掌業務を見ると、企業誘致や観光物産PRなどの業務を併せ持つところも多いものの、その主たる業務は中央省庁との連絡調整である。

例えば、茨城県では中央官庁等との連絡折衝等を行うため、都道府県会館内に東京事務所を設置し⁵、所長以下11名⁶の職員を配置している。茨城県東京事務所ホームページの記述によれば、同事務所は「首都圏における茨城県の総合的な窓口」であり、主として「茨城県の施策立案に必要な情報の収集や研究、国会、中央省庁を始めとした関係機関との連絡調整や人的なネットワークづくり等」を担うものとされている⁷。

三重県でも国の行政機関との連絡その他の事務を分掌させるため、同じく都道府県会館内に東京事務所を設置し⁸、所長以下8名の職員を配置している。その分掌事務は、①国の行政機関との連絡調整に関すること、②県政に関係のある各種団体等との連絡調整に関すること、③県政に関係のある情報及び資料の収集、提供、調査等に関すること、とされている⁹。

また、北海道では千代田区永田町に東京事務所（本室）を置き、「国会や中央省庁をはじめとする関係機関との連絡調整や人的ネットワークづくり」¹⁰等を行っている。2015年4月現在の職員数は30名程度であるが、1970年頃には70名以上の職員を擁しており、当時は、「霞が

³ 「東京事務所」の代わりに、「東京本部」（鳥取県、徳島県）、「東京営業本部」（山口県）、「首都圏営業本部」（佐賀県）、「ふじのくに大使館」（静岡県、正式名称ではなく対外的呼称）といった名称を使用しているところもあるが、本稿ではそれらも含めて「東京事務所」と総称する。なお、東京都も「都道府県会館事務室」を設置し、他道府県の東京事務所と類似の機能を持たせているが、都庁自体が都内にあり、中央省庁との連絡調整・情報収集業務を一手に引き受ける他道府県の東京事務所とはその性格がやや異なるため、本稿の分析の対象からは除いている。

⁴ 44都道府県のうち北海道、岩手県、山口県、福岡県の4道県は分室のみを都道府県会館内に置いており、本室は別の場所に置いている。なお、この4道県のうち北海道以外の3県は職員を常駐させていない。

⁵ 茨城県行政組織規則（昭和42年8月3日茨城県規則第46号）第22条の2。

⁶ 以下、各東京事務所の職員数は各道県の職員録（2015年度版）による。

⁷ 茨城県東京事務所ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/bugai/tokyo/tokyo/index.html>（2015年10月28日閲覧）。

⁸ 三重県行政組織規則（平成14年3月29日三重県規則第35号）第43条。

⁹ 同前第44条。

¹⁰ 北海道東京事務所ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/tkj/tokyojimusyotoha.htm>（2015年10月28日閲覧）。

表1 道府県東京事務所一覧

2015年10月現在

都道府県名	事務所の名称	所在地	担当業務		
			省庁等 連絡調整	企業誘致	観光物産 PR
北海道	東京事務所	千代田区永田町2-17-17 北海道スクエア1階（行政課） （分室（観光・企業誘致課））都道府県会館15階	○	○	○
青森県	東京事務所	都道府県会館7階	○	○	○
岩手県	東京事務所	中央区銀座5-15-1 南海東京ビル2階 （分室）都道府県会館15階	○	○	○
宮城県	東京事務所	都道府県会館12階	○	○	○
秋田県	東京事務所	都道府県会館7階	○		○
山形県	東京事務所	都道府県会館13階	○	○	○
福島県	東京事務所	都道府県会館12階	○	○	○
茨城県	東京事務所	都道府県会館9階	○		○
栃木県	東京事務所	都道府県会館11階	○	○	○
群馬県	東京事務所	都道府県会館8階	○	○	
埼玉県	東京事務所	都道府県会館8階	○		○
千葉県	東京事務所	都道府県会館14階	○		○
神奈川県	東京事務所	都道府県会館9階	○		
新潟県	東京事務所	都道府県会館15階	○	○	○
富山県	首都圏本部	都道府県会館13階	○	○	○
石川県	東京事務所	都道府県会館14階	○	○	○
福井県	東京事務所	都道府県会館10階	○	○	○
山梨県	東京事務所	都道府県会館13階	○	○	○
長野県	東京事務所	都道府県会館12階	○	○	
岐阜県	東京事務所	都道府県会館14階	○	○	○
静岡県	東京事務所 （ふじのくに大使館）	都道府県会館13階	○	○	
愛知県	東京事務所	都道府県会館9階	○	○	○
三重県	東京事務所	都道府県会館11階	○		
滋賀県	東京事務所	都道府県会館8階	○	○	○
京都府	東京事務所	都道府県会館8階	○	○	○
大阪府	東京事務所	都道府県会館7階	○		○
兵庫県	東京事務所	都道府県会館13階	○		○
奈良県	東京事務所	都道府県会館9階	○	○	○
和歌山県	東京事務所	都道府県会館12階	○	○	○
鳥取県	東京本部	都道府県会館10階	○	○	○
島根県	東京事務所	都道府県会館11階	○	○	○
岡山県	東京事務所	都道府県会館10階	○	○	○
広島県	東京事務所	港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー 22階	○	○	○
山口県	東京営業本部	千代田区霞が関3-3-1 尚友会館4階 （分室）都道府県会館7階	○	○	○
徳島県	東京本部	都道府県会館14階	○	○	○
香川県	東京事務所	都道府県会館9階	○	○	○
愛媛県	東京事務所	都道府県会館11階	○	○	○
高知県	東京事務所	千代田区内幸町1-3-3 内幸町ダイビル7階	○	○	○
福岡県	東京事務所	千代田区麹町1-12 ふくおか会館2階 （分室）都道府県会館5階	○	○	○
佐賀県	首都圏営業本部	都道府県会館11階	○	○	○
長崎県	東京事務所	都道府県会館14階	○	○	○
熊本県	東京事務所	都道府県会館10階 （くまもとセールス課）中央区銀座5-3-16 銀座熊本館3階	○	○	○
大分県	東京事務所	中央区銀座2-2-2 ヒューリック西銀座ビル6階・8階	○	○	○
宮崎県	東京事務所	都道府県会館15階	○	○	○
鹿児島県	東京事務所	都道府県会館12階	○	○	○
沖縄県	東京事務所	都道府県会館10階	○	○	○

（参考）

東京都	事務室	都道府県会館15階	○		
-----	-----	-----------	---	--	--

出所）公益財団法人都道府県会館ホームページ（<http://www.tkai.jp/information/tabid/85/Default.aspx>）を一部改変の上、各都道府県ホームページの情報を付加。

都道府県会館	
15階	北海道東京事務所(分室)、岩手県東京事務所(分室)、東京都事務室、新潟県東京事務所、宮崎県東京事務所、(一財)自治体衛星通信機構(東京局)、(公社)地域医療振興協会、喫茶カールム
14階	千葉県東京事務所、石川県東京事務所、長崎県東京事務所、岐阜県東京事務所、徳島県東京本部
13階	山形県東京事務所、富山県首都圏本部、山梨県東京事務所、静岡県東京事務所、兵庫県東京事務所
12階	宮城県東京事務所、福島県東京事務所、長野県東京事務所、和歌山県東京事務所、鹿児島県東京事務所
11階	栃木県東京事務所、三重県東京事務所、島根県東京事務所、愛媛県東京事務所、佐賀県首都圏営業本部
10階	福井県東京事務所、鳥取県東京本部、岡山県東京事務所、熊本県東京事務所、沖縄県東京事務所
9階	茨城県東京事務所、神奈川県東京事務所、愛知県東京事務所、奈良県東京事務所、香川県東京事務所
8階	群馬県東京事務所、埼玉県東京事務所、滋賀県東京事務所、京都府東京事務所、(公財)都道府県会館被災者生活再建支援基金部
7階	青森県東京事務所、秋田県東京事務所、大阪府東京事務所、山口県東京営業本部(分室)、自治資料センター
6階	全国知事会、地方自治確立対策協議会地方分権改革推進本部、都道府県記者クラブ、(公財)都道府県会館管理部/災害共済部
5階	福岡県東京事務所(分室)、(学)自治医科大学、(公社)地域医療振興協会、(公財)地域社会振興財団、全国高速道路建設協議会、全国都道府県議会議員長会、都道府県議員共済会
4階	401～410会議室
3階	知事会会議室、特別会議室
2階	喫茶コーナー、郵便局
1階	101大会議室、みずほ銀行ATM、(公財)都道府県会館管理部(会館案内、会議室受付)
地下1階	赤坂歯科診療所、アヅマ理髪館、改造社書店、こいけ(蕎麦)、上海大飯店、創造社・創造書房(印刷・出版)、ファミリーマート、防災センター

図1 都道府県会館 入居機関一覧

出所) 公益財団法人都道府県会館ホームページ
(<http://www.tkai.jp/information/tabid/84/Default.aspx>)

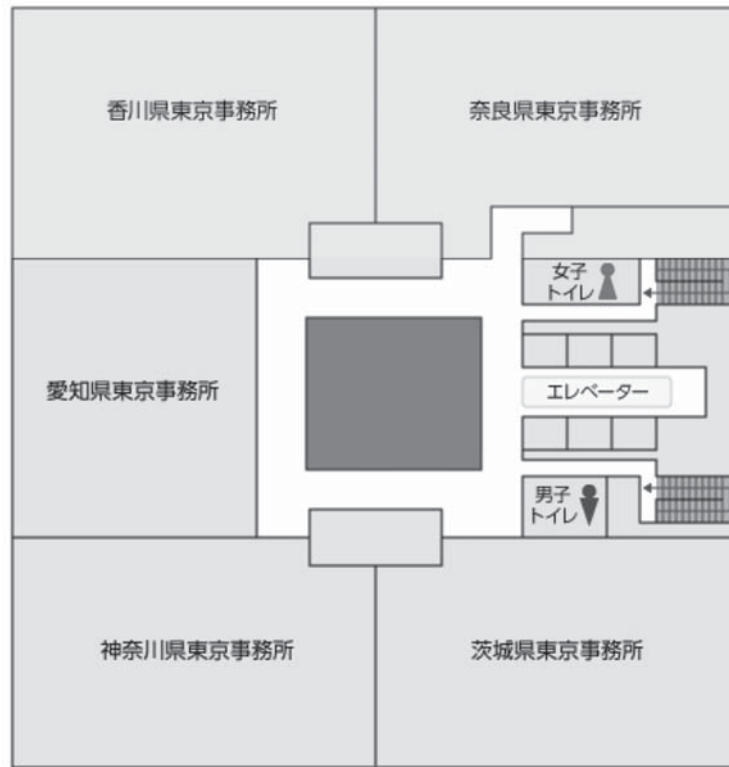


図2 都道府県会館フロア図（9Fの例）

出所）公益財団法人都道府県会館ホームページ
<http://www.tkai.jp/information/tabid/84/Default.aspx>

関急行」と呼ばれる15人乗りのマイクロバスが時間を決めて主要官庁を巡回し、職員がこれに乗って関係官庁に赴くのが日常であったという¹¹。

これらの例を見ても、現在の東京事務所のほとんどは中央省庁との連絡調整や情報収集を主たる業務としていることがうかがえる¹²。

1.2 東京事務所の設置時期

現在のような中央省庁との連絡調整や行政情報の収集を主たる業務とする東京事務所はいつ頃から設置されるようになったのか。この点について、筆者は2009年、各道府県の組織担当課を対象にアンケート調査を実施した。その結果に、文献調査の結果を加えて整理したものが表2である。

これによれば、設置年が判明したものだけでも、1947年を皮切りに1953年までの7年間で31道府県が東京事務所（名称は異なる場合あり）を新たに設置している。アンケート未回答などの理由により設置年が不明の府県もあるが、1957年発表の論文¹³に「神奈川県を除く全て

¹¹ 読売新聞政治部（1971）42-43頁。

¹² 大谷（2009）171-172頁においても、業務別の従事職員数から同様の結果を導き出されている。

¹³ 久世（1957）120頁。

表2 東京事務所の設置時期

道府県	東京事務所 開設年(注1)	備考(注3)	根拠
北海道	1948		文献
青森県	1947		文献
岩手県	1948		アンケート、文献
宮城県	1947	東京出張所として開設。1948年から東京事務所。	文献
秋田県	1942	物産斡旋所を東京事務所に改組。ただし、当時の機能は不明。	アンケート
山形県	1948		アンケート
福島県	1948		アンケート、文献
茨城県	1948		文献
栃木県	(不明)		
群馬県	1947		アンケート
埼玉県	1953		アンケート
千葉県	1960	1949年開設の物産事務所を東京事務所に改組。	アンケート
神奈川県	1960		文献
新潟県	1947		アンケート
富山県	(不明)		
石川県	1947	東京出張所として開設。	アンケート
福井県	1949	東京出張所として開設。1951年から東京事務所。	アンケート
山梨県	1949		文献
長野県	1950		アンケート
岐阜県	1950(注2)		アンケート
静岡県	1951		アンケート
愛知県	1953		アンケート
三重県	1948	東京出張所として開設。	アンケート
滋賀県	1953(注2)		アンケート
京都府	1948(注2)	東京出張所として開設。1960年から東京事務所。	アンケート
大阪府	(不明)		
兵庫県	1950	東京連絡室として開設。	アンケート
奈良県	(不明)		
和歌山県	(不明)		
鳥取県	(不明)		
島根県	1948		アンケート
岡山県	1952	1949年開設の物産東京斡旋所を東京事務所に改組。	アンケート
広島県	1950(注2)		アンケート
山口県	1942	東京出張所として開設。1948年から東京事務所。	アンケート
徳島県	1947		アンケート
香川県	1952		アンケート
愛媛県	1953		アンケート
高知県	1947		文献
福岡県	1951		アンケート
佐賀県	1949		アンケート
長崎県	(不明)		
熊本県	(不明)		
大分県	1938	東京出張所として開設。	アンケート、文献
宮崎県	1951		アンケート
鹿児島県	(不明)		
沖縄県	1972	1962年から琉球政府東京事務所を設置。	文献

(参考)

東京都	1999	都道府県会館東京都事務室	文献
-----	------	--------------	----

注1) 中央省庁との連絡調整や行政情報の収集を所掌する在京の事務所が対象。

注2) 正確な年は不明だが、書類上確認できた最も古い年(当該府県の組織担当課による回答)。

注3) 備考欄の詳細は、判明した範囲で記載。

出所: 各道府県組織担当課へのアンケート調査及び文献調査(各県ホームページ、公報、新聞記事等)の結果をもとに筆者作成。

の府県に東京事務所が設置されている」との記述があることを踏まえると、表2において「不明」となっている府県についても、遅くとも1957年までには東京事務所を開設していたものと思われる。つまり、1947年から1950年代半ば頃までの間に、各県が東京に事務所を設けざるを得ない何らかの事情が生じていたのではないかと推測される。

なお、大分県をはじめとするごく一部の県では、中央省庁との連絡調整や行政情報の収集を所掌する事務所を、戦前・戦中期から設置していたようである。また、それ以外の県に関しても、アンケート調査に「戦前にも東京に事務所があったようだが、その業務内容は不明」という旨の付記が見られたところもあった。

1.3 東京事務所に関する先行研究

道府県の東京事務所の設置経緯に関する研究は極めて少ない。大谷（2009）は、ICTの発展や地方分権改革の進展に伴い、対中央省庁の前線基地としての東京事務所の役割は終わったとする見方を検証したものであるが、検証の前段として、東京事務所の現状とそれに至るまでの歴史・経緯が整理されている。また、久世（1957）は、現役自治官僚が当時の国と府県との関係を分析した論考であるが、その中で国・府県間の連絡組織・陳情基地として東京事務所を取り上げ、当時の設置状況、沿革、活動実態等を簡潔に提示した上でその意義を分析している。

設置経緯に限らず、道府県の東京事務所に関して何らかの言及が見られる研究に、土岐（1986）、同（2003）がある。これらはいずれも都市自治体（市レベル）の東京事務所に焦点を当てたものであり、道府県の東京事務所については、「都市東京事務所とは論理も組織行動も次元が異なる側面がある」¹⁴とされ、都市東京事務所の比較対象として言及される程度ではあるものの、その概要の一部が示されている。また、山田（1986）は、地方自治体による情報収集回路に関する研究であり、その中で中央情報収集の拠点として道府県の東京事務所が取り上げられている。道府県職員へのインタビュー等をもとに活動概要を簡潔に記しており、道府県の東京事務所の活動の一端を垣間見ることができるが、あくまで道府県が有する複数の情報収集回路の一つとして描かれているに過ぎない。このほか、ルポルタージュ的な文献や新聞記事で、道府県の東京事務所を取り上げたものがいくつか存在する¹⁵。この中には、官官接待が社会問題化した1990年代半ば以降に、その舞台としての東京事務所の実態に言及したものも少なからず見受けられる。

これらの先行研究は、いずれも一定の期間における東京事務所の実態を断片的に示したものであり、道府県の東京事務所がどのような経緯を経て現在のような役割を果たすようになったのかを系統立てて分析した研究は管見の限り見当たらない。本稿は、その空白を埋めるため、戦前にまで遡って東京事務所の設置経緯を明らかにしようとするものである。東京事務所はどのような経緯で開設されたのか。次節以降、戦前・戦中期と戦後期に分けて、その設置経緯を追う。

¹⁴ 土岐（1986）43頁。

¹⁵ 例えば、読売新聞政治部（1971）、毎日新聞社会部（1996）など。

2 戦前・戦中期における東京事務所

2.1 東京事務所の誕生

表2のとおり、ほとんどの道府県において現在に繋がる東京事務所は戦後になって設置されている。では、戦前は東京事務所は無かったのか。

実は戦前にも府県が東京に事務所を置くことはあった。しかし、そのほとんどは現在のような中央省庁との連絡調整・情報収集を目的とするものではなく、地元産品の販路拡大を目的とするものであった。この頃、日本は不況に喘いでいた。特に地方の不況が著しいのに対し、東京はそこまで酷く落ち込んではいなかった。そのため、東京をターゲットとする県産品の流通拡大が進められるようになっていったのである。

例えば、青森県は1929年9月19日、現在の千代田区西神田に「青森県物産東京販売斡旋事務所」を開設した¹⁶。その目的は特産品のりんご産業の振興であり、りんごの市況通報と出荷調整、市場の斡旋と仲介、問屋の信用調査、代金回収の世話等を主な業務としていた¹⁷。その所管は商工水産課とされ、同課から派遣された2名の職員が駐在していた。彼らは毎日9時頃には各市場に出かけて、その日のりんご相場、先行きの見通し、各運送会社に入ったりんご入荷量などのデータを収集し、正午頃までには市況を暗号で本庁に打電するのを主な仕事としていたという。

その後、1938年4月には、りんごのみならずその他の物産も広く取り扱うこととなり、その名称も「青森県物産紹介所東京出張所」に改称され、職員体制も所長以下6名に増員、場所も丸ノ内ビルヂング（丸ビル）に移転した¹⁸。当時の分掌事務は、県産品の宣伝紹介・販売斡旋とされていたが、上京する県職員や県人の足場にもなっていた。また、日中戦争中という時節柄、統制品の確保や軍需品下請工場の受注斡旋も行っていたという。

岩手県も1932年頃には神田須田町に「岩手県農産物売捌所」を設置していた。当時全盛を誇った特産物のキャベツ（甘藍）の円滑な流通を目的としていたという¹⁹。福島県でも1935年に日本橋室町に「福島県物産斡旋販売所」を開設、1937年には丸ビルに移転した²⁰。

茨城県も同様に、1933年4月1日、現在の中央区新川に「茨城県物産紹介所」を設置した²¹。同所設置規程（昭和8年茨城県告示第151号）によれば、県産品の改良進歩と販路拡張を図るため、商取引の仲介、商況の調査及び通報等の業務を行うものとされていた。その後、1935年11月1日には丸ビルに移転した²²。

このように、府県の東京事務所といえは戦前はそのほとんどが物産関係の事務所であったのに対し、戦前から中央省庁との連絡調整のために事務所を設置していた珍しい例として大分県

¹⁶ 以降、本稿における青森県に関する記述は、青森県東京事務所編（1980）による。

¹⁷ このほか、在京青森県人会「修交会」の事務所にもなっていたという。

¹⁸ なお、三宅（2015）428-430頁によれば、この頃、丸ビルには、「丸ビル地方物産陳列所」と呼ばれる各府県共同の物産陳列所も置かれていたという。1933年に開設されたこの施設は、丸ビルを経営する三菱の地所部（当時）に各府県が共同して掛けあったことで実現したものである。区分けされた陳列棚が府県や市に貸し出され、東京に独自の事務所を持たない府県の重要な拠点として機能していたという。

¹⁹ 以降、本稿における岩手県に関する記述は、岩手県東京事務所編（1982）による。

²⁰ 以降、本稿における福島県に関する記述は、福島県東京事務所編（1984）による。

²¹ 茨城県報1933年3月29日付け号外。

²² 茨城県報1935年10月29日付け第896号。

の例²³が挙げられる。大分県は1938年6月1日、赤坂の在京大分県人会事務所内に「大分県東京出張所」を開設した。所長は県人会の常務理事が嘱託として務め²⁴、所掌事務は、各省その他東京における用務の連絡斡旋²⁵、事務所内への宿泊の応諾等であった。つまり、中央省庁との連絡事務所と宿泊所を兼ねたものであったと考えられる。同県は中央に多くに政治家、実業家を輩出しており、彼らを中心とする在京の「県人会幹部と県との中間に於て相互の連絡保持の必要を漸く痛感するに至ったので、昭和13年4月始めて全国に魁けて大分県出張所を開設」したというのが設立の背景とされる。この記述に従えば、現在のような中央官庁との連絡業務を主たる業務とする東京事務所の嚆矢は大分県東京出張所ということになる。

なお、府県とは公共団体としての性格が当時異なっていたが、北海道（当時は北海道庁）も戦前から東京に事務所を設けていた²⁶。1916年11月、拓殖計画に係る中央官庁との予算その他の折衝のため職員が頻繁に上京するようになったことを受け、赤坂に宿泊所として「出張員事務所」が開設された。1922年4月、内幸町に移転するとともに組織を拡充し、「東京北海道事務所」と改称された。この頃には、中央官庁との連絡折衝業務のほか、自作農移民募集の事務も併せ持ち、「北海道移民世話所」の看板も一緒に掲げられていたという。その後、1933年内務省庁舎の完成と同時に同庁舎内に移転し、1944年7月11日には「北海道庁東京事務所」と改称された。なお、同事務所はその後も存続し²⁷、1947年2月14日には市ヶ谷の厚生省復員局庁舎内に移転したとされる。

2.2 東京事務所の廃止・統合

前項で見たように、戦前期に東京に置かれた事務所は、ごく一部の例を除き、地元産品の販路拡大を目的としていた。しかし、戦時色が強まるにつれて物資不足が顕著になっていき、物資の統制が広く行われるようになると、地元産品を東京に紹介・斡旋するどころではなくなっていく。

例えば前出の青森県の場合、戦時色が強くなり配給制が敷かれるようになると、物産紹介所東京出張所の仕事も物資の入手確保、生活物資の斡旋紹介へとシフトしていった。そのような状況を踏まえ、1941年4月に物産紹介所東京出張所は廃止され、かわって「青森県東京事務所」が設置された。しかし、これも時局の悪化に伴い1944年2月に閉鎖された。

岩手県でも、戦争激化による食糧事情の悪化に伴い、戦時中に農産物売捌所を廃止している。また、福島県でも、やはり第二次世界大戦末期に物産斡旋販売所を閉鎖している。

茨城県でも、1943年3月に茨城県物産紹介所が廃止され、かわって4月から「茨城県東京事務所」が設置された²⁸。同事務所設置規程（昭和18年茨城県告示第167号）によれば、県産業の振興を図るため商取引の斡旋関係官公署との連絡等を行うものとされていたが、これも同年

²³ 以降、大分県に関する記述は、大分県東京事務所編（1974頃）による。

²⁴ 大分県東京事務所は在京大分県人会事務所内に開設されたが、その県人会事務所はこの常務理事の自宅内に置かれていた。

²⁵ 当時の起案書には、「県官吏吏員並県下市町村長及市町村吏員等ニシテ本省ニ事務打合せ等ノ為メ東京市ニ出張等ノ場合本省トノ連絡並在京大分県人ノ連絡等ニ関シ事務所設置ノ必要有」と説明されている。

²⁶ 以降、本稿における北海道（北海道庁）に関する記述は、北海道東京事務所編（1988）による。

²⁷ 後述のとおり、内務省内に設置されていたため廃止されなかったのではないと思われる（図3参照）。

²⁸ 茨城県報1943年3月31日付け第1881号。

11月30日をもって廃止された²⁹。

1943年以降に各県の事務所が次々と閉鎖されたのは、戦局の悪化に伴う内務省の命令があったためである。1943年11月、官庁の地方分散に関する閣議決定を受け、内務省地方局長が各府県知事に都内の府県出張所等の廃止・整理統合を命じている（図3）。これによれば、1943年11月末日をもって都内に設置する府県出張所等（内務省庁舎内に設置するものを除く）を廃止するとともに、必要があれば地方行政協議会の地方区分ごとに共同事務所を内務省庁舎内に設置することを認めている。

大分県も、1943年11月末日をもって大分県東京出張所を廃止した。それに代わって、翌1944年3月20日、福岡、長崎、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、大分の7県が共同で「九州地区東京出張所」を、他のいくつかの地区の東京出張所とともに内務省庁舎内に開設したが、空襲が激しくなるなど戦況が悪化するにつれて各県が職員を引き揚げ始め、1945年8月頃には廃止に至ったという。

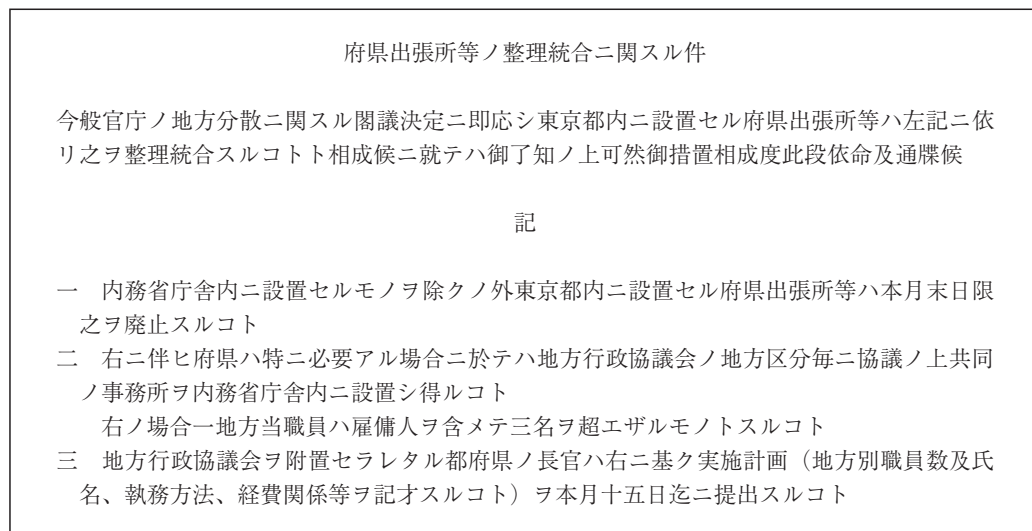


図3 昭和18年11月2日付け内務省発地第188号（内務省地方局長から各府県知事あて通牒）
出所：大分県東京事務所編（1974頃）

3 戦後期における東京事務所の設置の経緯とその背景

前節で述べたように、戦前に府県が東京に置いた事務所は、そのほとんどが物産関係の業務を担うためのものであり、それも終戦までにはごく一部を除いて廃止された。その廃止の理由は、戦局の悪化に伴って東京から撤退したためであった。したがって、戦争が終結して日常が戻れば、東京に事務所を置くことが再び検討される。事実、各道府県は、表2に見られるように、1947年頃から東京事務所を次々と開設するようになっていった。以下、戦後の各道県の東京事務所設置の経緯を記す。

²⁹ 茨城県報1943年11月24日付け第1983号。

3.1 青森県

青森県は1947年9月、東京事務所を再び設置した。その理由は、商工振興策として物産の斡旋紹介の推進を求める県商工界の要望があったことと、焼け野原となった東京での業務拠点・宿泊場所を確保する必要があったこと、の2点であると言われている。

この時に定められた所掌事務は、次のとおりである。

- ①中央官庁、統制機関、産業団体、育英機関との連絡に関すること
- ②県産品の紹介、斡旋に関すること
- ③青少年相談に関すること
- ④青森会館（会議宿泊施設）の維持運営に関すること
- ⑤その他産業振興上必要なこと

これを見ると、戦前の主たる業務であった物産関係業務も掲げられてはいるものの、戦前にはなかった「中央官庁との連絡」が一番目に掲げられている点が大きく異なる。とはいえ、4名でスタートした職員のこの頃の仕事は、上野駅に着いた上京者を駅まで迎えに行き、各省庁等に案内することはもちろん、各人が持参した配給米を受け取ったり、宿泊料の計算をしたり、帰りの乗車券を手配³⁰したりと、「まるで宿屋の番頭さん」のような仕事であり、各省庁への連絡業務は「使い走り」程度であったと元職員が述懐している。

他方、この頃の地方行政は、地方制度の改正や終戦処理などで多岐多端を極め、中央省庁との連絡調整も頻繁に行う必要があった。そこで、1949年10月には「行政連絡員制度」³¹を設け、県庁の部ごとに担当職員を1人ずつ置き、中央省庁の情報収集、中央省庁から県への連絡事項の伝達、県から中央省庁への連絡事項の伝達に従事させることとなった。彼らは関係省庁に日参し、その結果を毎日報告書にまとめて送ったという。この取組みは全国的にも注目され、他道府県の東京事務所もこれを追随することとなった。

3.2 岩手県

岩手県は、1948年1月1日に宿泊機能を備えた「岩手県東京事務所」を設置した。この頃、同県では、地方制度の改正などに加え、戦後の経済復興事業や1947年のカスリーン台風被害からの復興事業など、中央省庁との連絡調整を要する事務を多く抱えていた。そのため、同事務所設置規程の第1条に「中央諸機関との事務連絡に当るため、岩手県東京事務所を設ける」と記されたように、中央省庁との連絡調整がその主たる業務であった³²。

この頃、同県の自主財源は1割程度で、人員整理も進行中であるなど、財政がかなり逼迫していたため、国の予算をもってくるのが重要な課題であった。そのため、1951年には事務所の設備も人員を拡充された。なお、国に要望を伝えるばかりでなく、逆に、各省から呼び出されて意見を聞かれることも頻繁にあったという。

³⁰ 当時は列車の乗車券を購入するのも容易ではなく、行列の末、苦勞して入手していた。

³¹ 当初は本庁各部職員が3ヶ月程度駐在する形であったが、1951年度からは東京事務所職員として異動してくる形に変わっていった。

³² 戦前に担っていたような物産関係の業務については、1949年4月に別の事務所（「岩手県物産斡旋事務所」）が設けられた。

3.3 福島県

福島県は、1948年5月に宿泊機能を持つ「福島県東京事務所」を設置した。その主たる目的は、国会中央官庁その他関係方面との連絡調整である。同県の場合、その後の数年間に、県産品の販路拡大を担う事務所として「福島県貿易斡旋所」、林産物の販路拡大を担う事務所として「福島県林産物斡旋所」が相次いで設置された。

1952年11月には、それら2つの斡旋所と東京事務所を統合するとともに、新たに電源開発・企業誘致業務を加えて、新たな「福島県東京事務所」が開設された。なお、1960年頃までは中央省庁の情報収集に注力するなど東京における情報拠点のような役割を担うには至らず、県と中央省庁との連絡役にとどまっていたとの元職員の述懐も見られる。

3.4 茨城県

茨城県は、1948年2月、公務連絡の利便を図るため、東京事務所を設置した³³。当時の資料には、その経緯について「国との連絡調整を要する業務が増大し、県財政も国庫に大きく依存していることから、県職員の上京の機会が増加した。このため、事務効率化と経費節減を図るため、上京した職員の宿泊所を兼ねて東京事務所を設置することとした」旨の記述が見られる³⁴。なお、この時点では配置された職員も所長1＋主事1＋傭人2の計4名にとどまっており、中央官庁との連絡調整事務より、むしろ上京職員の宿泊所としてのウエイトに重きを置いての設置であったと言える³⁵。

その後、同県においては、中央官庁との連絡事項はますます複雑多岐にわたるようになり、従来の職員数では対応が困難となった。そのため、1952年6月、「公務連絡の利便と県勢の紹介をはかり、県行政の円滑な運営に資する」ため、宿泊施設を分離するとともに、中央省庁との連絡折衝要員として各部からの代表を配置して東京事務所を拡充した³⁶。ここに、本稿で論じるような現在の東京事務所の姿が成立した。

3.5 大分県

大分県は、1946年12月に東京出張所宿泊部を設置した。これは、戦災で都内の宿泊施設が減少し、上京職員が宿泊難に陥って事務の遂行上支障を来していたため、宿泊先を確保することが目的であった。当時、所長は戦前と同じ県人会の役員が嘱託として務めていたが、「各省庁との折衝調整の業務は漸次増加の一途をたどりその重要性を増しつつあった」ため、1950

³³ 1948年2月4日付け茨城県報第2622号。

³⁴ 茨城県を原告とする民事訴訟訴状（東京地裁民事第一部受理番号1952年9月15日付け第6600号）。これには次のように記されている。「終戦後、新憲法の施行に伴い、地方自治確立のため地方制度の画期的大変革をもたらす地方自治法が制定施行されたが、反面中央諸官庁の中央集権の方策と連合軍占領下における特殊事情から府県の事務は政府の出先機関たる様相を示し、かつ、府県の財政は制度上大部分国庫に依存する状況にあった。したがって、県から中央部への諸般の要請または中央部から県に対する通達指示等の急速なる連絡はその都度県から関係職員を上京させたのでは時機を失するきらいがあり、かつ、出張費用も相当多額に上るので、東京に県職員を常駐させ事務処理の効率化と経費節約を図る必要切実なるものがあつた。よつて他県の例に倣い、上京した職員の宿泊所を兼ねて東京事務所を設置することとした。」

（注：筆者において現代の漢字・仮名遣いに改めるとともに、読みやすいよう読点を付加。）

³⁵ 1948年2月4日付け茨城県報第2622号ほか。

³⁶ 1952年6月23日付け茨城県報第3305号ほか。

年2月に専任所長を置き、職員数名を新たに配置した。

この頃、地方自治法の施行等により分権化が進みつつあったが、「起債を始め国庫補助の獲得は寧ろ従前に倍して制約を受けるに至ったので、之に伴い東京出張所の使命は益々重要性を加え、唯単に連絡のみにて止まらず積極的に中央諸官庁との折衝を必要とするに至った」という。そのため、「所長自ら関係各省を始め国会、各党本部に出頭して之が説明と運動に当る」など、事務所の重要性が高まっていき、「他府県においても之等の情勢に即応し競って東京事務所を拡充強化することとなった」ことが、事務所拡充の背景にあったという。翌1951年8月にはその名称も「大分県東京事務所」と改められた。

3.6 山梨県

山梨県では、1949年6月、公用のため上京した県職員等に対し宿泊の便宜を図ること、本庁と各省庁との連絡事務に任じることを目的として、宿舎を併設した「山梨県東京事務所」を設置した³⁷。

同県では、その設置に至る背景を「昭和22年に日本国憲法と地方自治法が同時に施行され、地方自治制度の確立に伴い、地方公共団体が処理すべき事務は広域化し、複雑化が進むとともに、地方財政は急激に増大の方向に進み始め、国と地方自治体は行政、財政上密接化をせまられ、省庁との行政連絡や情報収集事務のウエイトが大きくなってき」たためであると記している。その後、「地方交付税、地方債、各種国庫補助金の配分などをはじめ、行財政面での都道府県間の競争が激しくなり、各省庁との行政連絡や情報収集が主要業務」となっていたという。

3.7 北海道

北海道については、1946年に府県制が適用されるなどの変化を経たものの、戦前から続く「北海道庁東京事務所」は戦後もそのまま存続していた。1948年2月、「北海道庁東京事務所規程」の公布によって、事務所の機能が拡充強化され、現在につながる事務所体制が成立した。この当時は総務課と業務課の2課体制で、職員数は25～30名程度であった。1952年には「北海道東京事務所」と改称されたが、この頃までには税務課と企画調査室が新たに加えられ、職員数も60名近くにまで増加した。

おわりに

現在の東京事務所につながる組織が設置された時期を辿っていくと、地方自治法が施行された1947年頃にまで遡ることができる。この頃、6・3制義務教育の開始をはじめ道府県の業務が大幅に増加したが、それに見合う財源は十分に手当てされなかった。これにインフレーションや度重なる台風被害への対応等が重なったことで、地方財政は危機的な状況に瀕し、道府県は財政的な面で国への依存を強めざるを得なくなった³⁸。このため、中央省庁との連絡調整や情報収集の必要性が高まった。中央省庁との連絡調整や情報収集活動を円滑に行うためには、

³⁷ 以下、山梨県に関する記述は、山梨県東京事務所ウェブサイト（<http://www.pref.yamanashi.jp/tokyo/hensen.html>、2015年9月1日閲覧）による。

³⁸ 大谷（2009）173頁。

その基盤となるべき中央省庁職員との人的ネットワークを構築する必要がある。その前線基地として現在のような東京事務所が設置されるに至ったのである。

では、それ以前はどのようにして国との連絡調整を図っていたのか。戦後間もなくの時点までは、府県も道も内務省の地方出先機関の色彩が強かった。道府県のトップである府県知事・北海道庁長官は官選の内務官僚であり、内務大臣に直属してその指揮監督を受けていた。また、幹部もほとんど内務省の人間であった。そのため、道府県と国との間には頻繁な人事異動（人事交流）が行われており、情報経路としての人的ネットワークを改めて構築する必要はなかったのである。それが、1946年の地方制度改正、1947年の地方自治法制定により、知事公選制の導入や道府県の完全自治体化が行われ、道府県は国の地方出先機関ではなくなった。そのため、中央官僚が道府県に出向することも従前ほどではなくなり、国と道府県との人的な繋がりが弱まった。ところが、完全自治体化された道府県が国からの補助金を獲得するためには、国の出先機関であった頃よりも激しい他の道府県との水平的競争に勝利する必要がある、そのための交渉には人的ネットワークが不可欠であった。そのため、道府県は東京に事務所を置いて、国との人的ネットワークを再構築しようとしたものと考えられよう。

このような背景のもと、戦前は地元産品の販路拡大であった東京事務所の役割は、戦後、中央省庁との連絡調整・情報収集に大きく転換することになったのである。

参考文献

- 青森県東京事務所編（1980）『東京事務所五十年誌』青森県東京事務所。
岩手県東京事務所編（1982）『東京事務所30年のあゆみ』岩手県東京事務所。
大分県東京事務所編（1974頃）『大分県東京事務所のあゆみ』大分県東京事務所³⁹。
大谷基道（2009）「都道府県東京事務所の研究—東京事務所不要論と国・都道府県との関係—」『年報行政研究』44号。
河内隆・佐々木浩・米田順彦（2002）『地方自治総合講座1 地方自治の構造』ぎょうせい。
久世公堯（1957）「府県における地方自治の実態—国と府県との関係を中心として—」日本公法学会編『公法研究』第16号、110-122頁。
静岡県東京事務所編（1981）『事務手引 昭和56年度』静岡県東京事務所。
自治大学校編（1961）『戦後自治史Ⅱ 昭和21年の地方制度改正』自治大学校。
——（1963）『戦後自治史Ⅴ 地方自治法の制定』自治大学校。
——（1966）『戦後自治史Ⅷ 内務省の解体』自治大学校。
大霞会編（1971）『内務省史』（第三巻）地方財務協会。
土岐寛（1986）「東京事務所の政治行政機能」『都市問題』第77巻第12号、40-46頁。
——（2003）『東京問題の政治学（第二版）』日本評論社。
栃木県東京事務所編（1995）『東京便覧』栃木県東京事務所。
福島県東京事務所編（1984）『東京事務所三十年誌』福島県東京事務所。
北海道東京事務所編（1988）『北海道東京事務所要覧 昭和63年7月』北海道東京事務所。
毎日新聞社会部（1996）『醜い官僚たち—官官接待の闇—』毎日新聞社。
三宅拓也（2015）『近代日本〈陳列所〉研究』思文閣出版。
山田正志（1986）「地方自治体と情報収集」『都市問題』第77巻第12号、27-39頁。
読売新聞政治部（1971）『にっぽん権力地図—地方政治の総点検と解剖—』サイマル出版会。

³⁹ 大分県東京事務所蔵。奥付がなく、著者・編者、発行元、発行年月も明記されていない。ただし、その記述表現から大分県東京事務所の手によるものと思われ、また、年表に記載されている最後の出来事が1973年12月29日の出来事であることから1974年頃の発行と思われる。